

No.159

Jun.25
2026

JIPS DIRECT

NEWS LINE

証券会社関連の動向…………… 01
証券関連業務に関する行政の動き…………… 01

JIPs LINER

資産形成から資産活用へ
～税制改正が後押しする「資産取り崩しサービス」の重要性…… 02

PICK UP TOPICS

—証券トレンド—
証券会社におけるローン・信託関連ビジネスについて…………… 04

JIPs FOCUS

会計不正問題について考える…………… 05

NEWS LINE | ビジネスニュース

◆ 証券会社関連の動向

スペースX 6月12日、スペースXがナスダックに上場。公開価格は135ドル(6/5)

—約860億ドルを調達。日本でも21.8億ドルが販売され、時価総額は約2.1兆億ドルとなる

仮想通貨管理 NECは、2027年にも信託銀行向け仮想通貨管理システムを開発へ(6/5)

—2028年の暗号資産ETF解禁を見据え、デジタルガレージ子会社と組んで開発する

PEファンド ブラックストーンは、アジア企業を投資対象とした131億ドルのプライベートエクイティファンドを立ち上げ(6/2)

—日本とインドで半分以上を投資する予定

IPO支援 福岡証券取引所によるIPO支援プログラム「九州IPO挑戦隊」に今年度は福岡、大分、鹿児島3県の7社が入会(6/2)

—今期で18期目を迎える。まずは1年間、福岡証券取引所が集中的に支援し、上場まで後押しを続ける

不動産CF 不動産CFに関して、国土交通省が不動産特定共同事業法の施行規則を改正へ(5/31)

—利回りの根拠となる詳細な情報開示を義務付け

情報開示支援 東海東京FHのリサーチ会社は、中小上場会社向け「スポンサードリサーチ」サービスを開始(5/27)

—企業の依頼を受けレポート作成し、投資家へ配信

業務連携 三井住友FGはSBI・HDと組み、新たなファンドラップ・サービスを開発(5/26)

—個人向け総合金融サービスOliveで保有資産が比較的多い層を対象に、専門家による運用助言サービスも合わせて提供する

◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・moomoo証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について—SESC(6/5)

—以下の投資者保護上問題のある業務運営に関して行政処分を勧告

✓NISAの対象商品に係る登録業務等における不適切な業務運営

✓有価証券等管理業務に係る善管注意義務違反

✓疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況

✓金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況(サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢が不十分な状況)

・キャピタル・パートナーズ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について—SESC(5/29)

—以下の外国債券営業に係る不適切な業務運営の状況に関して行政処分を勧告

✓トルコ・リラ債取引の勧誘に関し、顧客に不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

✓トルコ・リラ債取引に係る不適切な投資勧誘行為

✓委託を行った金融商品仲介業者に対し実効性ある管理態勢を構築していない状況

✓合理的根拠適合性の検討が十分に行われていない状況

・令和7年資金決済法改正に係る政令の公布及びパブリックコメントの結果等について(5/26)

—電子決済手段・暗号資産に係る規定の整備

—資金移動業に係る規定の整備

—銀行及び保険会社並びにその子会社等に係る規定の整備

—施行日は令和8年6月1日

資産形成から資産活用へ

～税制改正が後押しする
「資産取り崩しサービス」の重要性



近年、我が国では「貯蓄から投資へ」の流れが加速し、資産形成期を支える制度整備が進められてきました。一方で、高齢化の進展に伴い、蓄積した資産をいかに計画的に活用するか、すなわち「資産取り崩し期」への対応が重要性を増しています。こうした中、令和8年度税制改正において、「資産の活用」に焦点を当てたサービスを展開するための制度整備がなされました。

■ 税制改正のポイントと、資産活用サービスがもたらす価値

これまで、NISAのつみたて投資枠では売買手数料が無料とされていましたが、「定期売却サービス」に限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収が可能となりました。

改正のPOINT

- 資産を運用しながらその成果を活用したいニーズに応える制度整備
- 定期売却サービスの提供に対する一定の費用徴収が可能に
- 金融機関にとってサービス提供インセンティブが向上

資産取り崩しサービスが金融機関にもたらす価値

顧客接点の維持・深化

資産形成期後も
長期的な関係を維持



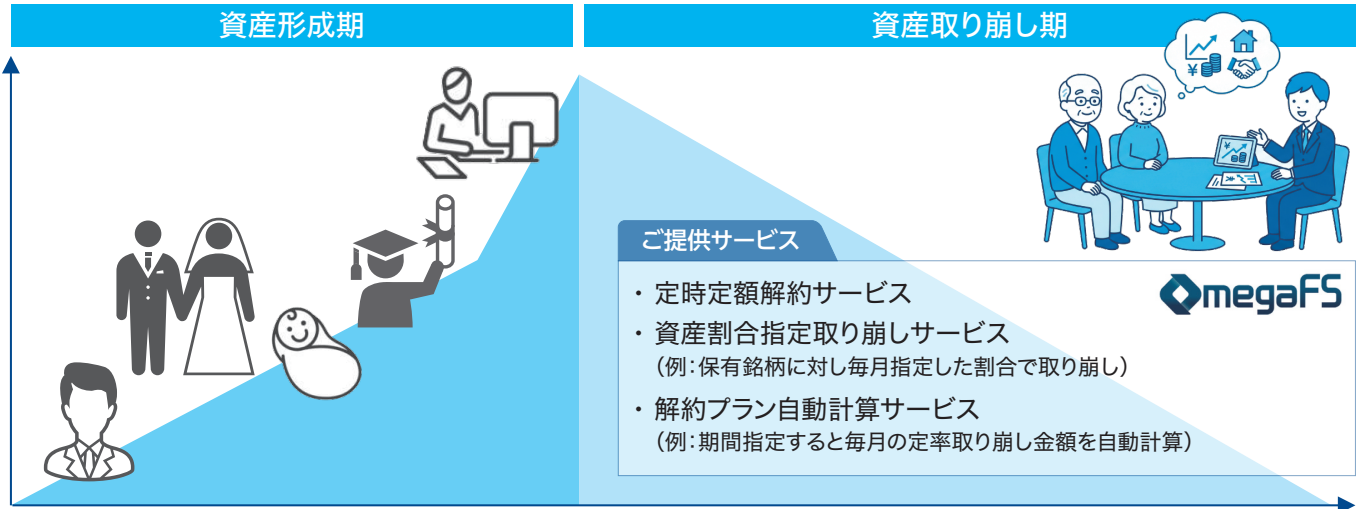
ライフステージ全体をカバー
顧客との関係性を深化



■ OmegaFS が提供する「資産取り崩しサービス」

こうした背景も踏まえ、OmegaFSでは、資産取り崩し期に対応した機能を提供し、金融機関における「資産取り崩しサービス」の構築をサポートしています。

すでに複数の金融機関で導入が決定しており、今後さらなる展開が見込まれています。



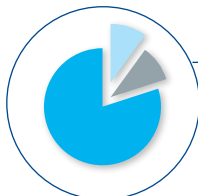
● 提供機能の概要 ●



定時定額解約サービス(金額指定)

一定期間ごとに指定金額を取り崩すことで、年金のような安定的なキャッシュフローを実現します。

● 生活資金ニーズへの対応



資産割合指定取り崩しサービス(定率指定)

保有資産に対して一定割合で取り崩す仕組みにより、市場動向に応じた柔軟な資産活用が可能となります。

● 資産規模を維持しながら取り崩すニーズへの対応



解約プラン自動計算サービス(期間指定)

任意の期間を指定すると、資産が計画的に取り崩されるよう自動計算・実行されます。

● 長寿化リスク(資産の枯渇)対策ニーズへの対応

※定時定額解約サービスにおける手数料徴収への対応についても、各金融機関様の運用方針やニーズを踏まえ、今後個別に対応してまいります。

資産形成期を支える制度整備が一巡しつつある今、金融機関には「資産活用期」への対応ニーズもさらに増していくことが考えられます。当社では、今後も制度動向等を踏まえた機能拡充を通じて、各金融機関様の顧客本位の資産運用サービスの高度化に貢献してまいります。

当サービスにつきましては、担当営業または下記までお問い合わせください。

JIP 日本電子計算株式会社
証券事業部 証券営業統括部

【東京】TEL:03-5210-0155 【名古屋】TEL:052-951-4302
お問い合わせフォーム: <https://www.jip.co.jp/contact/>



◆ 証券会社におけるローン・信託関連ビジネスについて

証券会社におけるローンや信託関連ビジネスへの取り組みが進んでいる。その最大の理由は、資産管理型営業のターゲットとなる富裕層の金融取引を包括的に取り込もうとするもので、不動産取得など顧客の纏まった資金需要にも応じる戦略である。一方、信託関連ビジネスは主に顧客の高齢化対応の一環で、遺言信託や相続支援から事業承継やM&Aまで業務拡大への期待もある。

証券会社が信用取引以外でローンに関わる場合は貸金業の登録が必要となり、可能な業務として①個人向け消費者ローンの提供②事業者向け貸付や有価証券及び不動産担保ローン③貸付の媒介業務(他金融機関への取次ぎ)がある。①は個人の年収の3分の1までという総量規制があるので、証券ビジネスとの関連性では②や③が期待されている。

証券会社にとってローン関連ビジネスの中核は有価証券担保ローンであることに変化はない。また、上場しているスタートアップの経営者など、容易に自社株式を売却しにくい富裕層向けにローンを提供することも一部では行われている。しかし、富裕層の資産全体では不動産の位置づけが大きいので、最近、大手証券では不動産担保ローンの取次に注力し始めている。また地方証券会社においても、地域金融機関との業務提携を進めていく上で、証券会社におけるローン媒介はビジネスとして注目度が高まっている。

下図は、大和証券グループ本社(以下、大和)とあおぞら銀行(2024年5月に資本業務提携)の提携戦略で、ローンサービスの対象を拡大し、M&Aなどの大型の資金需要にも対応していく事業戦略を示している。大和は多彩なローンビジネス戦略をとっており、2025年10月から子会社のフィンターテックが扱う暗号資産(ビットコインカイーサリウム)担保ローンの取次ぎを営業店で始め

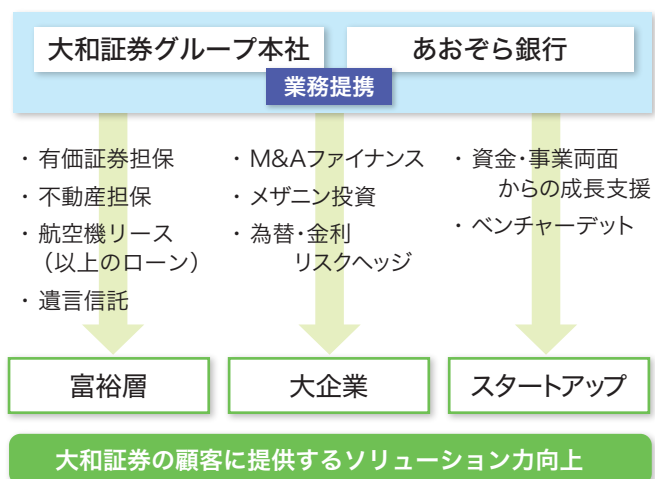
ている。更に、2026年4月にはオリックス銀行の完全子会社化を10月までに行うことを公表しており、傘下の大和ネクスト銀行と将来的に統合すれば総資産9兆円のネット銀行となり、ローン・信託関連ビジネスを強化することで富裕層ビジネスのステージアップを目指している。また、野村グループについては、傘下の野村信託銀行がローン・信託関連ビジネスを進めており、下図に示したWebローンは野村證券の顧客向け証券担保ローンで、PBローンは不動産を含む富裕層向けローンとなっている。

証券会社のローン・信託関連ビジネスについては、市場仲介を行う証券業務とは大きく異なり、ローン対象となる資産を評価・管理していく中長期のスパンを想定したビジネスになるので、有価証券担保ローン以外は証券業務と異なる業務スキルが必要になる。よって、ビジネス拡大を目指すためにはローンでは専門性のある外部金融機関、信託関連ビジネスでは外部専門家との業務提携が必要になる(インオーガニック戦略)。

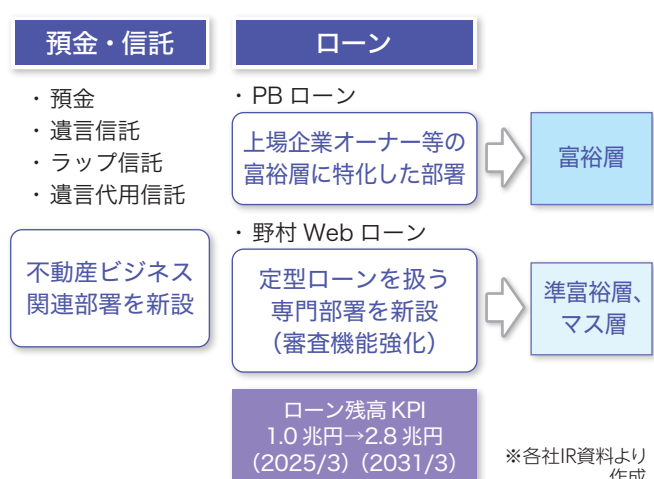
ローンについては与信審査・担保管理・相場変動モニタリング・コンプライアンス・システム連携が必要で、しかも多くは提携事業なので、目先の利益は限定される。しかし、富裕層囲い込みの為の事業戦略や中小企業のM&A関与拡大の為にはローンビジネス拡大が重要になっている。また、信託関連ビジネスについても、信託契約の設計・税務・法務・遺留分・不動産・事業承継など論点が多く、実際には信託銀行・税理士・司法書士・弁護士との連携が前提となっているので、個人のライフサイクル面では重要な取組みであるものの収益性確保が課題として大きい。

しかし、リテール証券会社にとっては、顧客資産や事業を流動化して金融商品(私募債・私募ファンド)につなげていくことが、戦略上の解の一つになる可能性もある。

大和証券Gとあおぞら銀行の業務提携戦略



野村グループバンキング部門の体制構築



◆ 会計不正問題について考える

■ 会計不正に係る最近の動向について

■ 米国における会計不正問題と投資家の対抗策

■ ゲートキーパーとしての監査法人について

■ 会計不正を防ぐ為のそれぞれの取組みについて

■ 会計不正に係る最近の動向について

コーポレートガバナンス改革などの進展により日本企業の評価が高まっている中、最近、巨額の会計不正事案が目立っている。以下に代表的な事例を整理してみた。(※影響額は今後変更されることがある。)

【事例1】ニデックは、国内外の多岐にわたる拠点で長年にわたり会計不正が繰り返されていたことが第三者委員会報告書(2026年3月)で明らかにされた。その手口は、棚卸資産(在庫)の評価損の先送り、固定資産の減損回避、金型の架空資産化、補助金の不適切な一括収益計上などがあり、内部監査機能が働かず監査法人への隠蔽工作も指摘されている。純資産への影響額は約1,400億円で、今後、車載事業を中心に約2,500億円規模の減損損失が発生する可能性が指摘されている。

【事例2】KDDI子会社のビッグロープは、2026年3月に親会社のKDDIが2018年から約7年間にわたり行われていた巨額の架空循環取引を公表した。広告掲載の実態がないにもかかわらず、複数の広告代理店との間で発注と受注を繰り返す架空循環取引を行っており、親会社などの潤沢な資金制度を悪用していた。累計売上高の過大計上額は約2,400億円で、社外への資金流出額は約330億円とされている。

【事例3】エア・ウォーターは、過去5年以上にわたり本体およびグループ会社37社という極めて広範囲で不適切会計が蔓延していたことが2026年4月の最終報告書で明らかになった。手口としては、売上げの前倒し、

費用の先送り(賞与引当金の不計上)、ヘリウムガス等の架空在庫の積み増しなどで、累計過大計上額は売上高で約240億円、営業利益で約58億円とされており、過去の利益修正などにより、利益剰余金約366億円が減少する事態となっている。

3社に共通することは、過去にM&Aを積極的に行い、子会社・関係会社を多く抱えている企業グループであることで、ニデックとエア・ウォーターは長年企業を率いてきたカリスマ経営者の存在があり、ビッグロープに関しては仕事が属人化しており、いずれも高すぎる目標設定と内部チェック機能の不全が挙げられる。

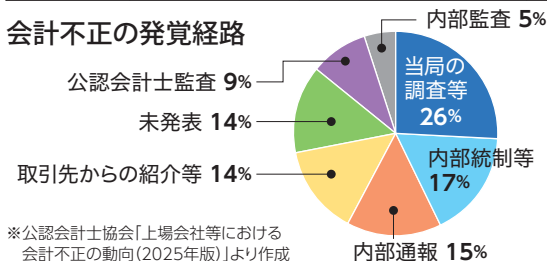
【事例4】オルツはIPO(新規株式公開)時に監査法人、主幹事証券会社、取引所など市場のゲートキーパーによる厳格なチェックをすり抜けて、売上高の8割以上を特定の広告代理店との循環取引を利用して架空計上していた。同社はIPO関連業界に大きな傷跡を残して解散している。

これらの会計不正は、資本市場への信頼を揺るがしかねない事案として、最近ではニデック・オルツ問題と呼称されるようになってきた。自民党の金融調査会においても、今夏公表の「骨太方針2026」に反映させることを前提に、上場企業の経営者に対して適切な情報開示の重要性を改めて認識することを求め、中小監査法人の人材育成やデジタル化への支援を早急に講じるよう求める提言が行われた。

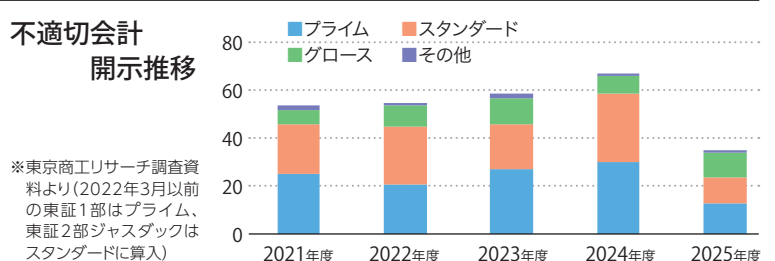
過去の大型会計不正事案とその影響

	会計不正発覚時期	会計不正内容	影響額	会社への影響	監査法人への影響
カネボウ	2002・2003年度	粉飾決算	5期累計2千億円超の利益過大継承	上場廃止	担当者逮捕、2カ月間の業務停止
オリンパス	2011年11月	投資損失隠し	約950億円	祖業のカメラ事業売却	日本公認会計士協会の監査基準・実務指針の強化
東芝	2015年2月	部品取引・工事進行基準、在庫評価などの不正	7期で累計1,518億円利益水増し	大規模な事業再編、2023年上場廃止	3カ月の業務停止、監査法人解任、日本公認会計士協会の自主規制強化

会計不正の発覚経路



不適切会計開示推移



■ ゲートキーパーとしての監査法人について

上場会社は開示制度に則り、投資家に対して自社の財務状況や投資判断に必要なリスク情報などを公表するが、その内容を精査する監査法人のゲートキーパーとしての役割は重い。過去の大型会計不正事案においては、監査法人が開示資料の虚偽記載に対する監査責任を問われ行政処分を受けている。

2004年に発覚したカネボウの粉飾決算では、公認会計士法における独立性違反で担当会計士3名が有罪判決を受け、監査法人は2カ月の業務停止処分となり、監査の独立性の確保を優先すべく監査規制が強化された。

2011年のオリンパスによる投資損失隠しでは、無形資産の監査手続の強化や関連当事者取引のリスク評価の強化、監査チーム内のレビュー体制の厳格化など日本公認会計士協会の実務指針の強化が行われた。

2015年の東芝の会計不正事案を契機に監査制度の抜本的見直しを図るため、監査法人の品質管理レビューの強化、監査チームのローテーション強化、監査役会との連携強化等が求められた。2017年には「監査法人ガバナンス・コード」が策定された。

会計不正に係る監査法人の問題については、次の様な指摘もなされている。

独立性問題:ほとんどの会計不正事案で、監査法人とクライアント企業間の独立性(例えば、グループ内の別の組織が監査報酬より多額のコンサルティング・フィーを受領しているようなケース)が疑問視されている。

品質管理の欠如:内部レビューの未実施や不十分な品

質管理が不適切な監査を許す温床となっている。

内部告発の増加:監査法人において、内部スタッフの告発によって不祥事が明るみに出るケースが増えており、法人内で内部統制に不備があることを示唆している。

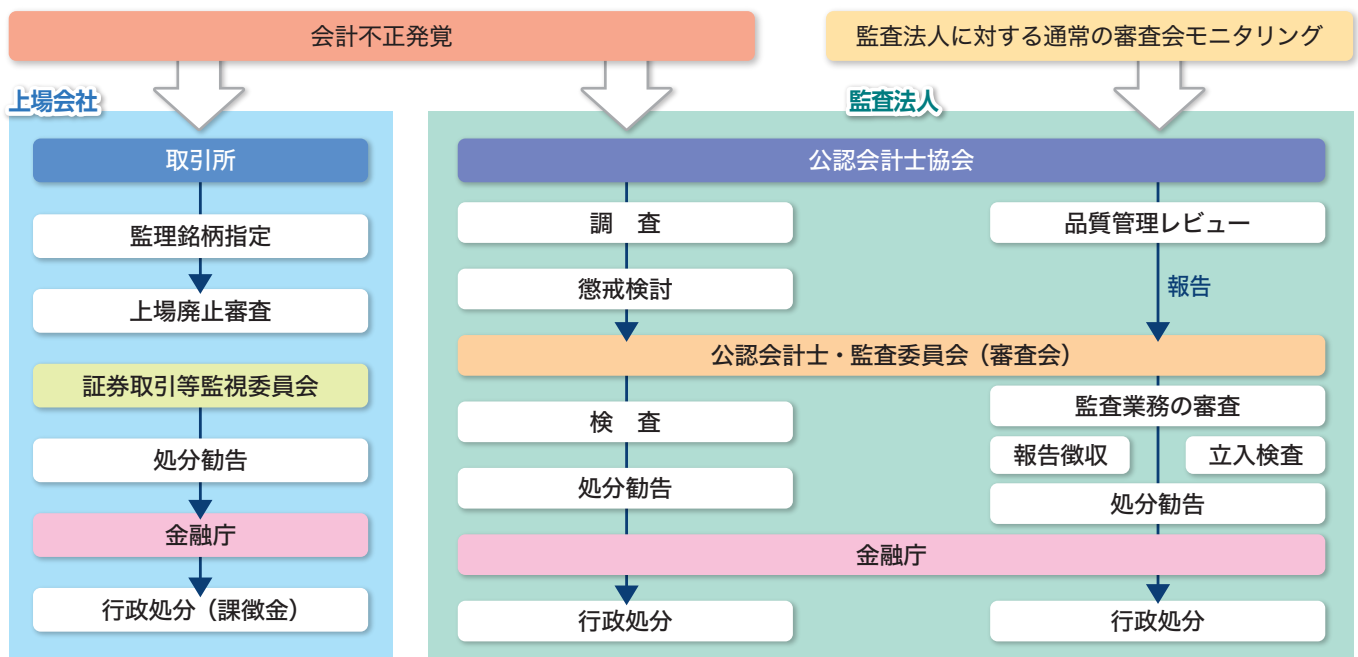
グローバル規制強化への対応不足:国際的な監査基準や規制強化に対応できず、結果として不適切な監査が行われることもあった。

これらの問題に対応する為、2007年度より日本公認会計士協会は、監査品質の向上や信頼性確保を目的として上場会社の監査業務に関する自主規制を行ってきた。更なる監査機能強化の為に公認会計士法及び金融商品取引法を改正し、2023年度より上場会社等監査人登録制度として運営されている。現在は、130監査法人が同制度により登録されている。

監査品質向上に向けた日本公認会計士協会の具体的取組みとして、監査法人に対して品質管理状況の定期的調査(品質管理レビュー)を行っており、金融庁内に設置された公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」と表記)は、この調査に対して審査や検査を実施し、必要に応じて行政処分を金融庁に勧告する役割を担っている。

審査会が公表する「令和7年版モニタリング・レポート(2025年7月)」では、監査業務に関する資源(所属公認会計士14,427名、監査業務報酬4,079億円)の7割以上が大手監査法人(4法人)に集中しており、中小監査法人の監査体制や品質向上に対する取組みの必要性が示されている。

会計不正発覚後の流れと監査法人モニタリング



■ 米国における会計不正問題と投資家の対抗策

米国における会計不正事件として、最も有名なのは2001年末に破綻したエネルギー関連事業を営んでいたエンロンであるが、特別目的事業体(SPE)を使って利益操作や簿外負債を隠蔽していた。不正規模が約630億ドルと言われ、この事件を契機に監査法人の公的監督機関(公開企業会計監視委員会:PCAOB)が設立され、CEO/CFOの財務報告への署名義務、内部統制報告義務化、監査法人の非監査業務の制限、監査委員会の独立性強化を定めたSOX法が制定されている。

2002年に発覚したワールドコム的事案では、営業費用を設備投資として不正計上することで利益を過大計上し、その不正規模は約110億ドルであった。タイコ・インターナショナル(コングロマリット)ではCEOが会社資金の私的流用等の不正行為を行い不正規模は6億ドルとなった。以上3社の監査法人はアーサーアンダーセンであったが解散に追い込まれている。

その他、巨額の会計不正事案としては、マドフ投資証券(2008年)がある。史上最大規模のポンジ・スキーム(投資実態がなく新規投資家の資金を既存投資家の配当金に充てる)と言われ、数十年にわたり架空の運用成績を報告し投資家資金を流用、その不正規模は約650億ドルに達した。また、ゼネラル・エレクトリック(2019年)では、保険部門やガスタービン事業の損失を長年隠蔽していたことが発覚し不正規模は約380億ドル、暗号資産交換業のFTX(2023年)は顧客預り資産を関連ファンドに流用し、不正運用した金額は約80億ドル、などの事例があった。

会計不正に関する典型的な手口としては、費用の過少計上、負債の隠蔽、関連当事者取引の不開示などが

挙げられるが、最近のM&A活動後の不整合な会計処理に起因するPCAOBおよびSEC(米国証券取引委員会)の処分が増加傾向にある。2021年から2024年の間にPCAOBはM&A関連違反に関する16件の和解命令を公表しており、そのうち75%が取得会計、25%がのれん・無形資産評価に関するものだった。

なお、トランプ政権下では現在、PCAOBをSECに統合することで重複の解消、コスト削減及び監視の合理化を目指す議論が活発化している。

一方、SECはSOX法対応を強化し、高額報奨金制度を設け、内部告発を奨励する内部通報制度を整備した。企業の自主的な取組みとして、独立取締役による実質的な監査委員会機能を強化したり、継続的コントロールモニタリング(CCM:IT統制の監視を自動化し、リアルタイムで状況を可視化する手法)の導入拡大により、高頻度かつルールベースのコントロールを自動テストする動きも増えている。

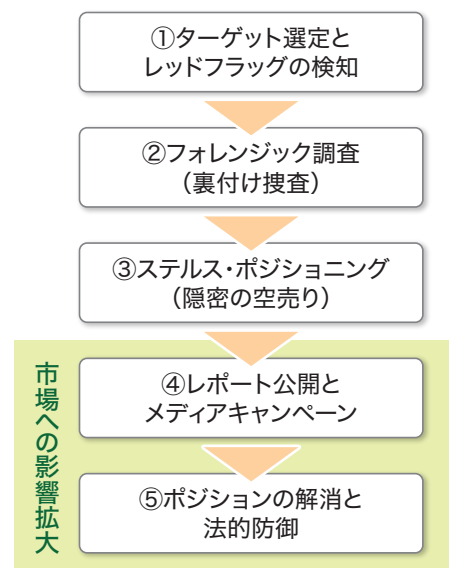
最近では投資家側にも動きがみられる。ヘッジファンドの中に企業の会計不正を予測して、特定の銘柄に空売りを仕掛けるものが現れた。アクティビスト・ショートファンドと呼ばれ、代表的なものはLuckin Coffee(2020年大規模な架空売上)やSino-Forest(2011年森林資産の架空計上)の会計不正を指摘したMuddy WatersやNikola(2020年EVトラックの虚偽誇大広告)をターゲットにしたHindenburg Researchなどがある。これらのファンドの実行ステップを下図に示しているが、風説の流布行為ではないことや企業等からの訴訟リスクに備える法的防御が重要になっている。

米国における巨額会計不正と規制強化

会計不正	強化された規制(SEC等)	
Enron(2001年)	SOX法(2002年)	PCAOB設立 CEO/CFOの財務報告への署名義務 内部統制報告義務化 監査法人の非監査業務の制限 監査委員会の独立性強化
Madoff(2008年)	Custody Rule 改正(2010年)	顧客資産の第三者カストディ義務 サプライズ監査の義務化 投資顧問の監督強化
Luckin Coffee(2019年)	外国企業責任法(HFCAA)	PCAOBが監査できない海外企業は上場廃止 中国企業を主対象とした監査透明性強化
Wirecard(2020年)	HFCAA適用強化	米国上場の海外企業の監査監督を強化 監査法人の監督強化(PCAOB)
FTX(2023年)	暗号資産監査・カストディ規制強化(進行中)	SEC:暗号資産カストディ規則案(2023年) PCAOB:暗号資産監査の監督強化声明(2023年)

(※太字は規制強化による市場影響が大きいもの)

アクティビスト・ショートファンドのフェーズ



■ 会計不正を防ぐ為のそれぞれの取組みについて

上場会社の会計不正を防ぐために、証券会社や運用会社など市場仲介者が出来ることについて考えたい。

証券会社の取組みとして、新規株式公開時（IPO）の主幹事証券業務において、長期間に渡る会計不正の温床となる関係者の取引やガバナンス体制強化、内部監査機能の実効性に関して指導を行うことが期待される。企業はこの指導期間中に問題点を解消して、取引所の厳格な上場審査に備えることができる。

現状の課題は、上場後、IPO指導が終了した後に業績や成長が低迷し始めると、企業側の体制が劣化していくケースが散見されることだ。その為、上場後一定期間は、財務監査を行う監査法人とガバナンス体制の実効性を確認する証券会社のチェック機能が、両輪で上場会社をサポートする仕組みが制度化されることが望まれる。

また、上場会社が市場から資金調達を行う際には幹事証券会社による引受審査が行われる。審査期間は数ヶ月程度であり、財務面や資金調達目的の事業実態について精査している。実際、会計不正行為に対する牽制にはなるものの市場全体から見ると案件数が限られる為、会計不正発見への取組みとしては弱い。また現状では、証券会社における審査部門と調査・営業部門の間にはチャイニーズウォールがあって、会計不正に関する情報がほとんど共有されていないことも課題である。

下図に、アクティビスト・ショートファンドが決算書や経営体制をスクリーニングする際にチェックするポイントを示した。同様に財務面やガバナンスでの危険信号はIPO指導や引受審査においても注意を要する。

市場仲介者である証券会社は、その役割として不公

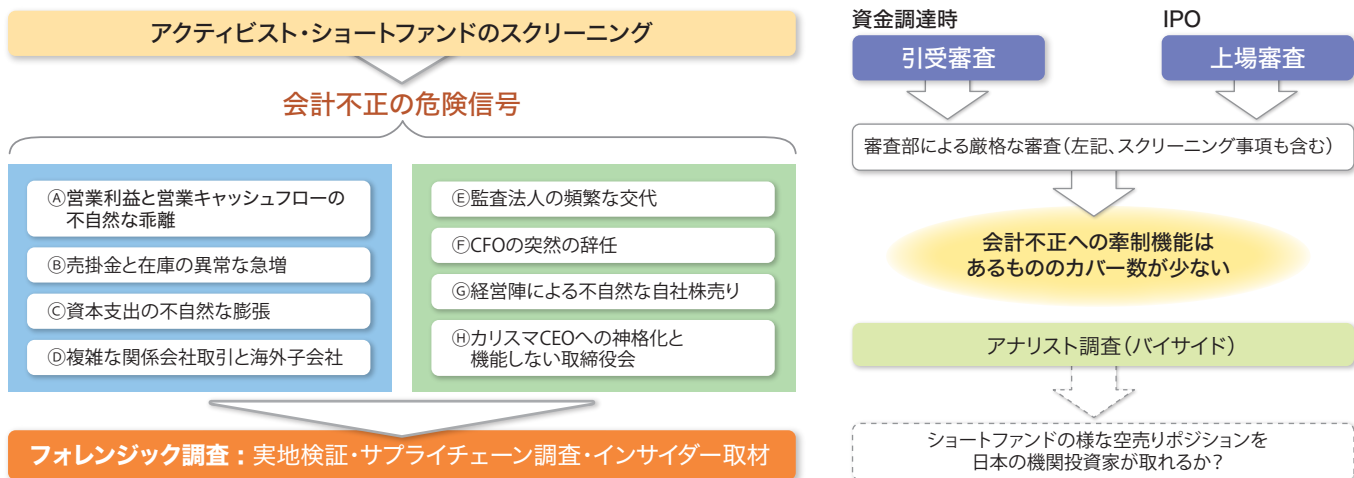
正取引に関する取引調査を行っているように、上場会社の会計不正防止に対する取組みも行うべきではないかと考える。その為には、会計不正の疑いのある場合はチャイニーズウォールの緩和や、上場企業の不自然な財務情報に関するデータの共有（業界団体・取引所等）などの取組みが必要だろう。

上場会社の会計不正に対する情報ソースとして、海外においては不正検知に特化した情報ベンダーとして財務諸表の注記・会計方針変更を構造化データで提供しているCalcbench、ニュース・SNS・規制情報のNLP分析で異常シグナルを検出するRavenPackなどがある。わが国でも証券業協会や東京証券取引所が有価証券報告書や決算短信などの公開情報のテキスト分析や過去不正事例との関連性をAIを活用し、情報提供を行う取組みに期待したい。

一方、運用会社の方は海外のアクティビスト・ショートファンドのように、空売り主体のファンド組成は日本の企業慣習や金融業界の環境の中では難しい。しかし、バイサイドアナリストが膨大な開示データの中からAIを活用して財務報告に疑念のある企業を抽出し、独自の調査を行い、売却を推奨していくことは可能であり、このことを評価する仕組みが望まれる。

また、昨年6月のスチュワード・シップコード第3次改定により、運用会社は上場会社との建設的な会話促進を強化することも求められている。今後、投資先企業との継続的な会話を通じて、持続的成長を求めると共に、不透明な財務処理やガバナンスに対する牽制機能が働くことで、会計不正の余地を排除することも期待されている。

ショートファンドのスクリーニングと現状の市場仲介者チェック機能



【編集・発行】日本電子計算株式会社 証券事業部
 URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号
 【お問い合わせ・ご要望】 TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221
 E-mail shoken_contact@cm.jip.co.jp

NTT DATA Group

●掲載される情報は日本電子計算(株)(以下JIP)が信頼できると判断した情報源を基にJIPが作成・表示したものです。その内容及び情報の正確性、完全性、適時性について、JIPは保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものでもありません。●本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。●本文およびデータの著作権を含む知的財産権はJIPに帰属し、事前にJIPへの書面による承諾を得ることなく本資料および複製物に修正・加工することは固く禁じられています。また、本資料およびその複製物を送信、複製および配布・譲渡することは固く禁じられています。●JIPが提供する証券・金融業界情報、市場情報は、あくまで情報提供を目的としたものです。以上の点をご了承の上、ご利用ください。